財団法人関門海技協会の行う講習
社団法人中国船舶職員養成協会の行う講習
財団法人尾道海技学院の行う講習
宇城市立九州海技学院の行う講習
財団法人日本船員福利雇用促進センターの行う講習

○厚生労働省告示第五百三十七号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の一部の施行に伴い、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十七条第三項の規定に基づき、昭和五十年労働省告示第八号（厚生労働大臣が定める賃金日額の算定の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日　厚生労働大臣　長妻　昭

第三条　法第十四条第一項の規定により被保険者期間として計算された期間の日数を、当該期間のうち受給資格に係る離職の日から百八十日に達するまで加算した日の前日において、法第六条第三号に規定する船員として事業主に雇用される者であつて、基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと、船舶の就航区域、船積貨物の種類等により変動がある賃金が定められているものに係る賃金日額は、当該被保険者期間として計算された期間の日数（三百六十日を上限とし、三百六十日に満たない場合にあつては、賃金の支払の基礎となつた期間の日数を離職の日に最も近い期間に係るものから順に加算した日数）で、当該期間に支払われた賃金の総額を除して得た額とする。

○厚生労働省告示第五百三十八号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七十九条の二及び雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百四十四条の二の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する地方運輸局の支局等を次のように定め、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日　厚生労働大臣　長妻　昭

北海道運輸局函館運輸支局
北海道運輸局旭川運輸支局
北海道運輸局室蘭運輸支局
北海道運輸局釧路運輸支局
北海道運輸局石巻海事事務所
東北運輸局気仙沼海事事務所
東北運輸局青森運輸支局
東北運輸局青森運輸支局八戸海事事務所
東北運輸局岩手運輸支局
東北運輸局秋田運輸支局
東北運輸局山形運輸支局
東北運輸局福島運輸支局
関東運輸局茨城運輸支局鹿島海事事務所
関東運輸局東京運輸支局
北陸信越運輸局富山運輸支局
北陸信越運輸局石川運輸支局
中部運輸局福井運輸支局
中部運輸局静岡運輸支局
中部運輸局三重運輸支局
中部運輸局三重運輸支局鳥羽海事事務所
近畿運輸局京都運輸支局
近畿運輸局和歌山運輸支局
近畿運輸局和歌山運輸支局勝浦海事事務所
中国運輸局呉海事事務所
中国運輸局尾道海事事務所
中国運輸局因島海事事務所
中国運輸局鳥取運輸支局
中国運輸局島根運輸支局
中国運輸局岡山運輸支局
中国運輸局山口運輸支局
四国運輸局徳島運輸支局
四国運輸局愛媛運輸支局
四国運輸局愛媛運輸支局今治海事事務所
四国運輸局愛媛運輸支局宇和島海事事務所
四国運輸局高知運輸支局
九州運輸局下関海事事務所
九州運輸局福岡運輸支局
九州運輸局福岡運輸支局若松海事事務所
九州運輸局長崎運輸支局
九州運輸局長崎運輸支局佐世保海事事務所
九州運輸局熊本運輸支局
九州運輸局大分運輸支局
九州運輸局宮崎運輸支局
九州運輸局鹿児島運輸支局
沖縄総合事務局宮古海運事務所
沖縄総合事務局八重山海運事務所

○厚生労働省告示第五百三十九号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の一部の施行に伴い、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第四項の規定に基づき、平成七年労働省告示第四十号（雇用保険法の規定に基づき厚生労働大臣が定めるみなし賃金日額の算定の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十八日　厚生労働大臣　長妻　昭

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第二条　法第六十一条第一項の規定により被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日を法第十四条第二項第一号に規定する受給資格に係る離職の日とみなした場合に法第十四条第一項の規定により被保険者期間として計算された期間の日数を、当該期間のうち受給資格に係る離職の日から百八十日に達するまで加算した日の前日において、法第六条第三号に規定する船員として事業主に雇用される者であって、基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと、船舶の就航区域、船積貨物の種類等により変動がある賃金が定められているものに係るみなし賃金日額は、当該被保険者期間として計算された期間の日数（三百六十日を上限とし、三百六十日に満たない場合にあっては、賃金の支払の基礎となった期間の日数を離職の日に最も近い期間に係るものから順に加算した日数）で、当該期間に支払われた賃金の総額を除して得た額とする。

附　則

1　この告示は、平成二十二年一月一日から適用する。

2　この告示の適用の日の前日において五十五歳に達していない者であって昭和三十四年四月一日までに生まれた法第六条第三号に規定する船員として雇用されるものに対するこの告示による改正後の平成七年労働省告示第四十号（雇用保険法第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働大臣が定めるみなし賃金日額の算定方法）第一条から第六条までの規定の適用については、これらの規定中「六十歳」とあるのは「五十五歳」とする。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　八一六円（本体七八〇円）　（配送料別）